

○動物の飼養又は収容に関し許可を要する区域の指定

平成二年四月二十七日

奈良県告示第六十五号

化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第九条第一項の規定による動物の飼養又は収容に関し許可を要する区域を次のとおり定め、平成二年五月一日から施行する。

なお、昭和三十二年十月奈良県告示第五百三十八号(動物の飼養又は収容に関し許可を要する区域の指定)は、平成二年四月三十日限り廃止する。

市町村名	指定区域
大和高田市	旭北町、旭南町、永和町、日之出東本町、日之出西本町、大東町、日之出町、北片塩町、片塩町(旧片塩東町の地域に限る。)、西町、幸町、昭和町、土庫(旧花園町の地域に限る。)、材木町、東雲町(旧八丁町(旧八丁町)の地域に限る。)、春日町、磯野東町、南本町、内本町、高砂町、北本町、三和町、本郷町
大和郡山市	藤原町、南郡山町、北郡山町、永慶寺町、城南町、城北町、城内町、朝日町、城見町、冠山町、西岡町、箕山町、新木町、九条町、大宮町、小泉町、東岡町、天井町、柳町、柳一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、南大工町、北大工町、矢田町通、洞泉寺町、新紺屋町、紺屋町、豆腐町、車町、高田口町、高田町、材木町、今井町、錦町、新中町、藺町、奈良町、雑穀町、茶町、南鍛冶町、北鍛冶町、野垣内町、堺町、本町、西観音寺町、西奈良口町、東奈良口町、魚町、塩町、代官町、九条平野町、植槻町、天理町
天理市	三島町、川原城町、丹波市町、田井ノ庄町(出郷の地域に限る。)
橿原市	十市町(十市団地の地域に限る。)、葛本町、中町、石原田町、山之坊町、新賀町、木原町、上品寺町、新口町、出垣内町、醍醐町(藤原旧跡の地域に限る。)、縄手町、飛驒町、上飛驒町、高殿町(藤原旧跡の地域に限る。)、南八木町一丁目、二丁目、三丁目、八木町一丁目、二丁目、三丁目、北八木町一丁目、二丁目、三丁目、内膳町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、小房町、四条町、大久保町、四分町(四分団地の地域に限る。)、城殿町(畝傍団地の地域に限る。)、畝傍町、御坊町、栄和町、田中町(畝傍団地の地域に限る。)、石川町(東口団地の地域に限る。)、久米町、和田町、五条野町、見瀬町、南妙法寺町(橿原ニュータウンの地域に限る。)、鳥屋町(橿原ニュータウンの地域に限る。)、西池尻町、兵部町、今井町一丁目、

	二丁目、三丁目、四丁目、小綱町、曾我町、地黄町、北妙法寺町、土橋町、中曾司町、豊田町(グリーンタウンの地域に限る。)、東坊城町、川西町(県営団地及び佐伯団地の地域に限る。)、光陽町
桜井市	大東町、東町、琴平町、旭町、本町通り一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、新町、高校通り、北新一丁目、二丁目、中央通り、北本一丁目、二丁目、三丁目、梨本町、駅前東通り、駅前通り一丁目、二丁目、三丁目、磐余町、本町二丁目、立小路町、平和町、薬師町一丁目、二丁目、双葉町、御幸田町、南町、神之森町、西本町通り一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、昭和町、材木町一丁目、二丁目、萩の町、上萩の町、市役所通り南一丁目、丸の内町、東本町
五條市	須恵一丁目、二丁目、三丁目、本町一丁目、二丁目、三丁目、五條一丁目、二丁目、新町三丁目、野原町
御所市	中央通り一丁目、二丁目、御国通り一丁目、二丁目、三丁目、宮前町、西久保本町、西町、御堂魚棚町、中本町、南中町、西柏町、本町、神宮町、国鉄御所駅前通り、新地町、栄町、六軒町、大橋通り一丁目、二丁目、三丁目、東向町、旭町、柿ヶ坪町、御門町、都町、柳町、寺内町、代宮町、豊年橋通り、柳田通り、末広町、大広町、鴨口町
生駒市	本町一丁目、二丁目、山崎新町、北新町、東松ヶ丘、西松ヶ丘、谷田町、東新町、門前町、本町
香芝市	真美ヶ丘一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、西真美一丁目、二丁目、三丁目、白鳳台一丁目、二丁目、関屋北一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、旭ヶ丘
川西町	大字結崎
田原本町	大字八尾、大字新町
葛城市	新庄
宇陀市	大宇陀拾生(内垣内の地域に限る。)、大宇陀西山(川向の地域に限る。)、榛原福地、榛原天満台西一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、榛原天満台東一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、榛原ひのき坂一丁目、二丁目、三丁目、榛原萩原、榛原あかね台一丁目、二丁目、榛原桜が丘、榛原萩乃里、榛原篠楽(白樺台の地域に限る。)
王寺町	久度一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目

改正文(平成一四年告示第五八八号)抄
平成十四年四月一日から施行する。

改正文(平成一六年告示第二三三号)抄
平成十六年十月一日から施行する。

改正文(平成二三年告示第四四八号)抄
平成二十三年四月一日から施行する。